

豊田市ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画

豊 田 市

平成16年12月 策 定
平成27年10月 第1回変更
平成30年 1月 第2回変更

目次

第1章 豊田市ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画策定の経緯

- 1 ポリ塩化ビフェニル問題の背景
- 2 豊田市PCB廃棄物適正処理検討委員会
- 3 中間貯蔵・環境安全事業株式会社による広域処理事業
- 4 関係法令等の整備
- 5 市計画の変更

第2章 PCB廃棄物処理における基本方針

- 1 市計画の目的及び位置付け
- 2 市計画の基本的考え方

第3章 PCB廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み

- 1 保管量及び使用量の現状
- 2 発生量及び処分量の見込み

第4章 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の体制の確保

- 1 市内PCB廃棄物の処理の体制
- 2 豊田PCB処理事業所の処理体制
- 3 PCB廃棄物の処理の体制の確保のための方策
- 4 PCB廃棄物の処理施設の整備
- 5 PCB廃棄物の広域的な処理の体制
- 6 PCB廃棄物の収集運搬の安全確保

第5章 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進

- 1 監視及び指導の徹底
- 2 PCB廃棄物の処理に係る情報の収集、整理及び公開
- 3 関係機関との連携協力

第6章 豊田PCB処理事業所の安全確保

- 1 安全を確保するための基本方針
- 2 PCB漏えい事故の未然防止体制
- 3 PCB漏えい事故発生時の対応
- 4 PCB漏えい事故再発防止対策検討時の対応

第1章 豊田市ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画策定の経緯

1 ポリ塩化ビフェニル問題の背景

ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律によりその製造、輸入、新たな使用が禁止されて以来約30年間、処理体制の整備が停滞していたため、事業者において保管が行われてきた。この間、保管事業者の倒産や不適切な保管などに起因した紛失や漏えいによる環境汚染が懸念されていた。

国際的には、平成13年5月の残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約が採択され、日本は平成14年8月に批准し、国家レベルでの早急な対応が必要となっていた。

2 豊田市PCB廃棄物適正処理検討委員会

このような社会情勢の中で、市では市域におけるPCB廃棄物の適正処理のあり方について検討するため、平成12年9月に豊田市PCB廃棄物適正処理検討委員会（以下「市検討委員会」という。）を設置し、審議を重ねた。

平成12年度には主にPCBの汚染油の処理及び住民理解について検討を行い、一刻も早いPCB処理の対応、地域特性に配慮した処理技術の選定、学識経験者や地域住民が参加した豊田市PCB処理安全監視委員会（以下「安全監視委員会」という。）の設置による情報公開及びリスクコミュニケーション（リスクに関する正確な情報を関係者間で共有し、相互に意思疎通を図ること。）の推進といった内容の中間答申及びガイドラインを取りまとめて市長に報告した。平成13年度は、さらに収集運搬や容器の後処理等の課題について審議を行い、平成13年8月に全ての審議を終えた。

市検討委員会では、各事業場で使用中のPCB使用機器の期限内の交換と処理、同じく保管中のPCB廃棄物の適正保管と期限内の処理、そして市と収集運搬事業者との協定締結による安全性確保などを内容とする最終答申書を取りまとめ、平成13年9月1日に市長に提出した。あわせて、保管・収集運搬・処分・後処理といった各々の段階を担う、PCB使用機器の所有事業者、PCB廃棄物の保管事業者、収集運搬事業者、処分事業者及び市の役割について規定するガイドラインを提言した。

3 中間貯蔵・環境安全事業株式会社による広域処理事業

こうした取組や、工業都市として技術の集積があること、また高速道路等の交通の利便性などを踏まえ、平成13年4月に、国から、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県（以下「東海4県」という。）のPCB廃棄物の広域処理施設の設置候補地とすることについて、市に打診があった。このときの市からの回答は、PCB廃棄物処理の必要性は理解できるものの、広域処理については住民理解や関係自治体の連携が必要であるとの認識を伝えるにとどまった。

その後、愛知県を中心に東海4県のPCB廃棄物処理に向けた連携と協力の合意が得られ、市に再度要請があった。これを受けて市では、予定地の周辺及び逢妻男川流域の19自治区（樹木、三軒屋、本地新田、深田山、広久手、広久手町、土橋、竹上、竹中、

竹下、本町、若林、高美町、外根、若林宿舎、駒場、吉原町、中根及び花園町)の区長及び区役員等に、PCB廃棄物の広域処理施設を設置する事業(以下「広域処理事業」という。)の概要と市の広域処理事業への対応方針の説明を行い、広域処理事業の安全性、環境保全の確保及び住民理解の取得等を条件に、広域処理事業推進に協力していくことへの理解を求めた。また、市議会各派に対しても、自治区への説明状況を含め、逐次説明を行った。各派からは、安全性の確保を重視した見解書や意見が提出された。

これらの経過を踏まえ検討した結果、広域処理施設の立地要請の受入れの方針を決定し、説明会等で示された意見等を反映した受入条件を付して、平成14年9月に愛知県に対して、同年10月に国に対して、環境事業団による広域処理事業の具体化に向けた準備を進めることに同意する回答を行った。これを受けて環境事業団は、環境省に対し豊田事業実施計画の申請を行い、同年10月に環境大臣の認可を受けた。

その後、平成16年4月1日に、環境事業団は、国が資本金を100%拠出して設立した日本環境安全事業株式会社に事業を承継し、全国で5か所のPCB処理事業所を整備する処理事業を進めた。なお、他地域の広域処理事業の実施計画は、平成13年11月に北九州事業、平成14年11月に東京事業、平成15年2月に大阪事業と北海道事業が環境大臣に認可された。

平成26年12月24日に日本環境安全事業株式会社は、社名を中間貯蔵・環境安全事業株式会社(以下「JESCO」という。)に変更するとともに、同社の豊田事業所の名称を豊田PCB処理事業所に変更した。

4 関係法令等の整備

国は、PCB廃棄物の適正な処理のために、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(以下「PCB特措法」という。)を平成13年6月に制定し、平成28年7月までに国内のPCB廃棄物を処理すること等を規定した。また、PCB特措法第6条に基づき、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画(以下「基本計画」という。)を平成15年4月に策定し、さらに、PCB廃棄物の収集運搬に関して、PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン(以下「収集運搬ガイドライン」という。)を平成16年3月に策定した。

市は、平成16年12月にPCB特措法第7条に基づき、豊田市ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画(以下「市計画」という。)を策定した。

その後、国は、高濃度PCB廃棄物等の早期処理を図るため、平成28年8月にPCB特措法を改正し、以下の処分期間等を設け、保管事業者等に当該期間内の処理委託等を義務付けた。

PCB特措法の規定による処分期間等

処理対象物	処分期間	計画的処理完了期限 特例処分期限日	処理実施事業所
高圧変圧器・コンデンサー等	平成28年8月1日～ 平成34年3月31日	平成35年3月31日	豊田PCB処理事業所

特殊コンデンサ ーの一部	平成28年8月1日～ 平成33年3月31日	平成34年3月31日	大阪PCB処理事業所
安定器等・汚染物	平成28年8月1日～ 平成33年3月31日	平成34年3月31日	北九州PCB処理事業所

5 市計画の変更

PCB特措法施行後の平成14年に、PCB廃棄物のうち、電気機器又はOFケーブル（PCBを絶縁材料として使用した電気機器又はOFケーブルを除く。）に使用された絶縁油であって、微量のPCBによって汚染されたもの又は当該絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入されたものが廃棄物となったもの（以下「低濃度PCB廃棄物」という。）の存在が判明した。このため、低濃度PCB廃棄物について、国は平成21年に廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づく無害化処理認定制度の対象に追加し、平成22年から当制度を活用した処理が始まった。また、低濃度PCB廃棄物の存在を踏まえ、低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン（以下「低濃度収集運搬ガイドライン」という。）が平成25年6月に策定された。

一方、高濃度PCB廃棄物の処理については、JESCOが、全国5か所のPCB処理事業所で順次処理施設を稼働させたが、処理困難なPCB廃棄物の対策、作業従事者の作業環境対策等、操業開始後に明らかとなった課題への対応等により、想定よりも処理の進捗が遅れていた。

このような状況を踏まえ、国は、平成24年12月にポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令を改正し、PCB廃棄物の処理期限を平成39年3月までに延長するとともに、平成26年6月に基本計画の変更を行い、事業者がJESCOに対し処分委託を行う期限（以下「計画的処理完了期限」という。）を定め、5か所のPCB処理事業所の相互活用によって、早期処理を図ることとした。市は、これらの改正等を踏まえ、市計画を平成27年10月に変更した。

しかしながら、計画的処理完了期限までに処理を完了することは、これまでの取組の進捗状況に鑑みれば、その達成は決して容易でないことから、国は、計画的処理完了期限の1年前の時点の処分期間の設定、その処分期間内の高濃度PCB廃棄物及び高濃度PCB使用製品の処分委託又は廃棄等の義務付け、都道府県市の報告徴収及び立入検査の権限の強化、高濃度PCB廃棄物の処分の代執行等の規定を盛り込んだPCB特措法の改正を行った。また、PCB特措法の改正に併せて、電気工作物に該当する高濃度PCB使用製品については、電気事業法に基づく経済産業省令等の改正により、使用禁止、管理状況の届出等の措置を講ずることとした。これらの法令改正を踏まえ、国は、基本計画の変更を行った。

市は、平成28年に行われた以上の法令改正、基本計画の変更を踏まえ、市計画を変更し、市内のPCB廃棄物の確実かつ適正な処理を計画的に推進することとした。

第2章 PCB廃棄物処理における基本方針

1 市計画の目的及び位置付け

市計画は、PCB特措法第7条に基づき、基本計画に即して、市域のPCB廃棄物の確実かつ適正な処理について、計画的に推進することを目的とする。

また、PCB廃棄物の処理については、国、県、市などの行政機関を始め、保管事業者、収集運搬事業者及び処分事業者など多くの関係者が連携及び協力して、それぞれの役割を果たさなければならない。市計画は、こうした関係者に共通する市域におけるPCB廃棄物処理に関する推進方策の基本的計画として位置付ける。

2 市計画の基本的考え方

市計画は、基本計画、市検討委員会の答申等を踏まえ、次の事項を基本的な考え方として策定する。

- (1) 市域のPCB廃棄物（今後発生するものも含む。）を一日でも早期に、かつ、確実、適正な処理を実現するため、処理完了時期の目標を以下のとおりとする。
 - ア 市内のPCB廃棄物のうち、高圧変圧器、高圧コンデンサー、低圧変圧器、低圧コンデンサー及びこれらと同程度の大型の電気機器が廃棄物となったもの並びにPCB及びPCBを含む廃油（以下「廃PCB等」という。）で、高濃度PCB廃棄物に該当するもの（以下「高圧変圧器・高圧コンデンサー等」という。）及びPCB廃棄物のうち、安定器及び3kg未満の小型電気機器並びに感圧複写紙、ウエス及び汚泥等のPCB汚染物で、高濃度PCB廃棄物に該当するもの（以下「安定器等・汚染物」という。）については、基本計画に定める計画的処理完了期限（高圧変圧器・高圧コンデンサー等：平成34年度末、安定器等・汚染物：平成33年度末）より前倒しして、平成30年度末までに全て処分することを目標とする。なお、豊田PCB処理事業所の事業終了は平成37年度末である。
 - イ 低濃度PCB廃棄物については、PCB特措法の処理期限である平成38年度末を考慮し、一日も早く、安全かつ適正に処理を完了する。
- (2) 豊田PCB処理事業所では、市域のPCB廃棄物を優先して処理することとする。
- (3) 豊田PCB処理事業所で処理できないPCB廃棄物については、基本計画に即して適切に処理するものとする。
- (4) 豊田PCB処理事業所の安全確保については、未然防止体制、漏えい事故発生時、再発防止検討時の3段階に整理して、市及び安全監視委員会による監視指導を行う。また、PCB漏えい事故に係る危機管理対応マニュアル（以下「危機管理マニュアル」という。）を作成する。
- (5) 市計画の適用期間は、PCB特措法で定められているPCB廃棄物の処理期限である平成38年度末までとする。また、基本計画に大きな変更があった場合等においては、必要に応じて適宜見直すこととする。

第3章 PCB廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み

1 保管量及び使用量の現状

PCB特措法第8条に基づき、事業者が届け出た平成29年3月31日現在のPCB廃棄物の保管量及びPCB使用製品の所有量は次のとおりである。

表3-1 市内のPCB廃棄物の保管量及びPCB使用製品の所有量

種 類	保管事業場数 (延べ数)	保管量	使用事業場数 (延べ数)	所有量
高圧変圧器	1	6台	—	—
高圧コンデンサー	17	328台	4	4台
低圧変圧器	—	—	—	—
低圧コンデンサー	7	240台	—	—
廃PCB等	4	12缶	—	—
その他の機器等	7	1,841台	—	—
安定器	54	6,263台	7	134台
ウエス	8	15パレット	—	—
低濃度PCB含有 高圧変圧器	40	133台	34	142台
低濃度PCB含有 高圧コンデンサー	15	94台	3	3台
低濃度PCB含有 低圧変圧器	4	13台	—	—
低濃度PCB含有 低圧コンデンサー	2	7台	—	—
低濃度PCB含有 柱上変圧器	1	1台	—	—
低濃度PCB含有 廃PCB等	8	37缶	—	—
低濃度PCB含有 ウエス	5	5パレット	—	—
低濃度PCB含有 その他の機器等	28	1,264台	6	49台

2 発生量及び処分量の見込み

今後のPCB廃棄物の発生量は、現在使用されているPCB使用製品が廃棄物となる見込みの量で推計する。

市域に存在する処分しなければならないPCB廃棄物の量は、保管量、発生量に基づき推計した結果、次のとおりと見込まれる。

(1) 高圧変圧器・高圧コンデンサー等

表3-2-1 市内の高圧変圧器・高圧コンデンサー等の保管量、発生量及び処分量の見込み

種 類	保管量	発生量 (使用量)	処分量	
			平成28年度まで (実績)	平成29年度 以降
高圧変圧器	6台	—	10台	6台
高圧コンデンサー	328台	4台	5,323台	332台
低圧変圧器	—	—	14台	—
低圧コンデンサー	240台	—	1,300台	240台
廃PCB等	12缶	—	463缶	12缶
その他の機器等	1,841台	—	1,771台	1,841台

(2) 安定器等・汚染物

表3-2-2 市内の安定器等・汚染物の保管量、発生量及び処分量の見込み

種 類	保管量	発生量 (使用量)	処分量	
			平成28年度まで (実績)	平成29年度 以降
安定器	6,263台	134台	20,301台	6,397台
ウエス	15パレット	—	—	15パレット

(3) 低濃度PCB廃棄物

表3-2-3 市内の低濃度PCB廃棄物の保管量、発生量及び処分量の見込み

種 類	保管量	発生量 (使用量)	処分量	
			平成28年度まで (実績)	平成29年度 以降
低濃度PCB含有 高圧変圧器	133台	142台	328台	275台
低濃度PCB含有 高圧コンデンサー	94台	3台	59台	97台
低濃度PCB含有 低圧変圧器	13台	—	46台	13台
低濃度PCB含有 低圧コンデンサー	7台	—	16台	7台
低濃度PCB含有 柱上変圧器	1台	—	2,984台	1台

低濃度PCB含有 廃PCB等	37 缶	—	512 缶	37 缶
低濃度PCB含有 ウエス	5 パレット	—	29 パレット	5 パレット
低濃度PCB含有 その他の機器等	1,264 台	49 台	743 台	1,313 台

第4章 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の体制の確保

1 市内PCB廃棄物の処理の体制

基本計画に即し、次のとおりとする。

(1) 高圧変圧器・高圧コンデンサー等

市域の高圧変圧器・高圧コンデンサー等の処理については、豊田PCB処理事業所で行う。ただし、豊田PCB処理事業所では処理困難な特殊コンデンサーの一部の処理については、大阪PCB処理事業所で処理することとする。

各施設の概要は、表4-1-1及び表4-1-2のとおりである。

(2) 安定器等・汚染物

安定器等・汚染物の処理については、北九州PCB処理事業所で行うこととする。

施設の概要は表4-1-3のとおりである。

(3) 低濃度PCB廃棄物

低濃度PCB廃棄物の処理については、国が認定する無害化処理認定施設又は都道府県知事等が許可する処理施設で処理することとする。当該施設は、平成29年10月時点で、全国39か所に整備されている。

なお、中部電力株式会社が保管、使用している低濃度のPCBを含む絶縁油については、名古屋市港区内で平成17年2月から、容器・部材については、海部郡飛島村内で平成20年5月から、自社処理施設において処理を実施しており、PCB特措法の処理期限である平成38年度末までに全て処分される予定である。

表4-1-1 豊田PCB処理事業所の処理施設の概要

設置場所	豊田市細谷町三丁目	
処理区域・処理対象物	高圧変圧器・ 高圧コンデンサー 等	東海4県
	ポリプロピレン コンデンサーの一 部	大阪PCB処理事業対象地域内
処理方式	化学処理法（脱塩素化分解方式）	
処理能力	1.6トン/日（PCB分解量）	
処理開始	平成17年9月	

計画的処理完了期限	平成35年3月
事業終了準備期間	平成35年4月から平成38年3月まで

表4-1-2 大阪PCB処理事業所の処理施設の概要

設置場所	大阪市此花区北港白津二丁目	
処理区域・処理対象物	高圧変圧器・ 高圧コンデンサー 等	大阪PCB処理事業対象地域内
	特殊コンデンサー の一部	豊田PCB処理事業対象地域内
処理方式	化学処理法（脱塩素化分解方式）	
処理能力	2.0トン/日	
処理開始	平成18年10月	
計画的処理完了期限	平成34年3月	
事業終了準備期間	平成34年4月から平成37年3月まで	

表4-1-3 北九州PCB処理事業所の処理施設の概要

設置場所	北九州市若松区響町一丁目	
処理区域・処理対象物	安定器等・汚染物	北九州PCB処理事業対象地域内 大阪PCB処理事業対象地域内 豊田PCB処理事業対象地域内
処理方式	プラズマ溶融分解方式	
処理能力	10.4トン/日	
処理開始	平成21年7月	
計画的処理完了期限	平成34年3月	
事業終了準備期間	平成34年4月から平成36年3月まで	

2 豊田PCB処理事業所の処理体制

基本計画に即し、豊田PCB処理事業所においては、東海4県内の高圧変圧器・高圧コンデンサー等の処理のほか、大阪PCB処理事業所で処理困難な一部機器（ポリプロピレンコンデンサー）についても処理することとする。

3 PCB廃棄物の処理の体制の確保のための方策

(1) 保管事業者及び所有事業者の責務及び役割

ア PCB廃棄物については、PCBの漏えい、飛散又は紛失による人の健康及び生活環境に係る被害が生じないように、廃棄物処理法に基づく保管基準に従って確実かつ適正に保管する。

イ PCB特措法に基づく、PCB廃棄物の保管及び処分状況等届出については、定

められた期限までに豊田市長に届け出る。

ウ 保管事業者は、第2章2(1)で設定した処理期限内にPCB廃棄物を処理するため、早期処理を行うよう努める。なお、PCB使用製品の所有事業者にあつては期限内に処理するため、できるだけ早期に使用を中止し、早期処理を行うよう努める。

エ 処分に当たっては、安全な収集運搬が確保されるよう豊田市PCB適正処理ガイドライン(以下「市ガイドライン」という。)、収集運搬ガイドライン及び低濃度収集運搬ガイドラインに基づき実施する。

(2) 収集運搬事業者の責務及び役割

PCB廃棄物の収集運搬中の漏えい又は飛散を防止するため、市ガイドライン、収集運搬ガイドライン及び低濃度収集運搬ガイドラインに基づき実施する。

(3) 市の責務及び役割

ア 保管事業者、収集運搬事業者及び処分事業者に対し、立入検査等を通じて廃棄物処理法及びPCB特措法の遵守の指導を徹底するとともに、PCB使用製品の所有事業者に対しては、できるだけ早期の代替品への転換及び第2章2(1)で設定した処理期限内における早期の処理を周知・啓発することにより、安全かつ確実な処理を推進する。

イ 環境中のPCBの状況を把握するため、河川などの公共用水域等におけるPCBの測定を継続して実施する。

4 PCB廃棄物の処理施設の整備

東海4県内におけるPCB廃棄物の処理施設については、JESCOが豊田PCB処理事業所を設置したほか、民間の処理施設として、中部電力株式会社が、自社処理施設を名古屋市港区及び海部郡飛島村に設置している。

5 PCB廃棄物の広域的な処理の体制

豊田PCB処理事業所の事業地域内の高圧変圧器・高圧コンデンサー等の円滑な処理や収集運搬の調整について関係県市で協議するため、平成15年5月に豊田PCB廃棄物処理事業に係る東海地区広域協議会(平成16年12月にPCB廃棄物処理に係る東海地区広域協議会に改称。以下「広域協議会」という。)が設置された。

広域協議会の会員は、東海4県のほか、岐阜市、静岡市、浜松市、名古屋市、豊橋市、岡崎市及び市並びに特別会員としてJESCO、オブザーバーとして環境省で構成されている。

豊田PCB処理事業所での処理を一日でも早く終了させるためには、処理対象地域のPCB廃棄物を処理する必要がある。このため、広域協議会に対して、豊田PCB処理事業所を一日でも早期に終了するという思いを市と共有し、掘り起こし調査や保管事業者に対する早期処理の指導等について足並みをそろえて取り組んでいくよう適宜要請する必要がある。

また、市を始めとした全国5か所のPCB処理事業所の地元自治体は、PCB廃棄

物処理に関して重要な役割を果たしており、基本計画の変更に当たり、国に受入条件を提示している。市は、会員の自治体と共に、国に対してこの条件の履行を求めるとともに、広域協議会のほか、北九州PCB処理事業所及び大阪PCB処理事業所の事業区域内の自治体で構成する協議会において、関係自治体と、早期の処理完了に向けた搬入計画、収集運搬方法等の超広域の処理に関わる問題の検討や調整を行うこととする。

6 PCB廃棄物の収集運搬の安全確保

市は、内陸部に位置しており、国道、県道及び都市計画道路等の貨物自動車に安全に運行できる道路が整備されていることから、市内のPCB廃棄物の収集運搬は貨物自動車を用いて行うものとする。

(1) 高圧変圧器・高圧コンデンサー等及び安定器等・汚染物の収集運搬について

ア 収集運搬ガイドライン・市ガイドラインに従った収集運搬

収集運搬ガイドラインには、PCB廃棄物の収集運搬について、運搬容器や安全管理、緊急時の対策等の規定がされている。これに加え、市ガイドラインに、自己運搬による豊田PCB処理事業所への搬入の禁止、市と収集運搬事業者との協定の締結等を定める。

なお、市ガイドラインの対象の収集運搬事業者は、市内を通行する者とする。

イ 収集運搬事業者との環境保全協定

豊田PCB処理事業所への収集運搬を安全かつ適正に行う体制を確保するために、市と収集運搬事業者との間で「豊田市ポリ塩化ビフェニル廃棄物の収集運搬に係る安全性と環境保全の確保に関する協定」を締結することとする。協定の内容としては、収集運搬ガイドライン及び市ガイドラインの遵守のほか、安全監視委員会への出席、収集運搬車両への全地球測位システムや自動緊急連絡システムの搭載、処理施設への受入計画の遵守、収集運搬時の事故の未然防止策等を盛り込むものとする。

ウ 収集運搬ルートの設定

PCB廃棄物を保管事業場から安全に処理施設に搬入するために、また、運搬中の万一の事故にも速やかに適切な対応ができるように、国道や都市計画道路など幅員の広い道路を優先して使用する。

なお、豊田PCB処理事業所へのPCB廃棄物の搬入については、表4-6、図4-6の収集運搬ルートを設定する。

表4-6 豊田PCB処理事業所への収集運搬ルート

a 施設搬入ルート（処理施設へ搬入するルート）

(a) 国道153号線からの搬入ルート

「広久手町6丁目」交差点から市道広久手下細谷線に入り、処理施設へ

(b) 国道419号線からの搬入ルート

「鴻ノ巣橋北」交差点から市道広久手下細谷線に入り、処理施設へ

(c) 東名高速道路からの搬入ルート

豊田 I Cから県道豊田安城線へ入り、「土橋町 1 丁目」交差点から国道 4 1 9 号線に入り、「鴻ノ巣橋北」交差点から市道広久手下細谷線に入り、処理施設へ

b 施設搬入ルートに入るまでの運行ルート

(a) 市内からの運行ルート（市内保管事業者から、施設搬入ルートまでのルート）

- ・原則、国道を利用する。
- ・国道までは都市計画道路などの幅員の広い道路を優先して利用する。

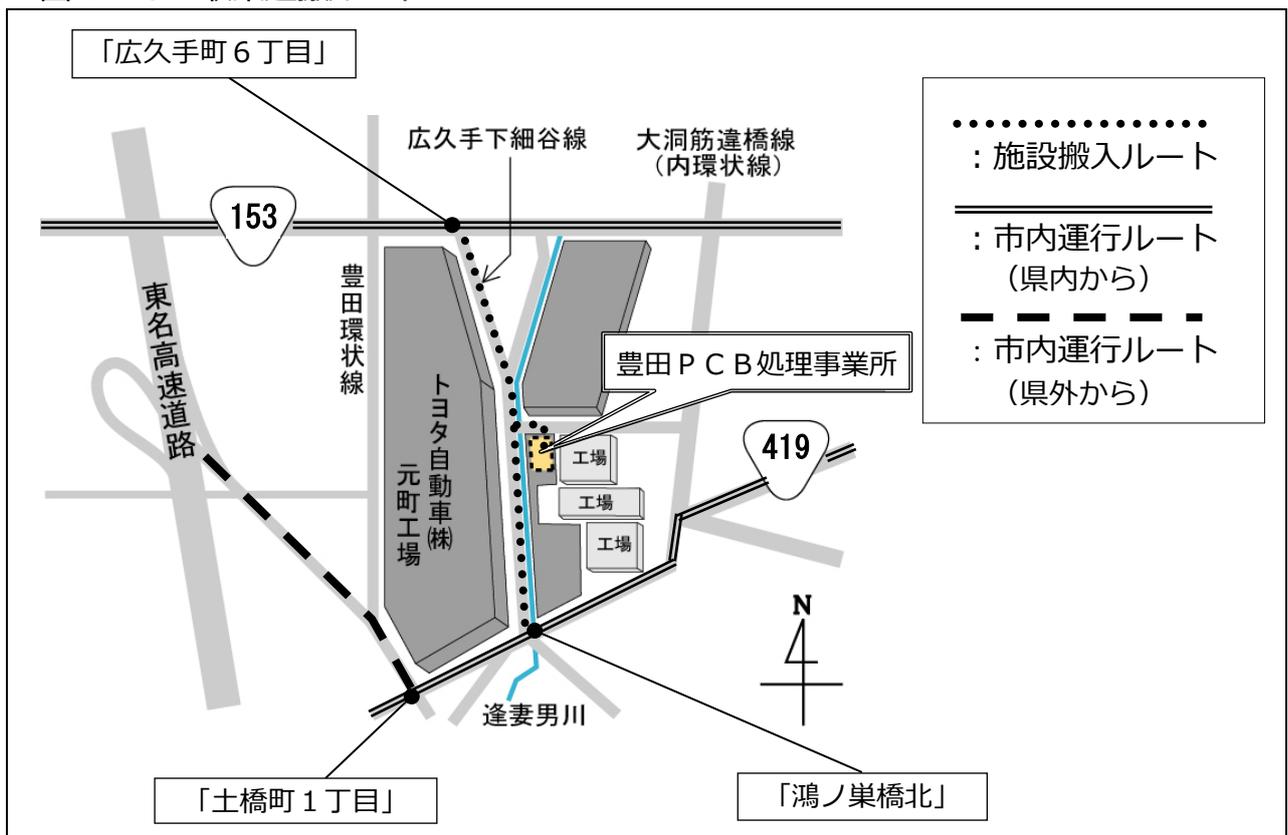
(b) 県内からの運行ルート（県内保管事業者から、施設搬入ルートまでのルート）

- ・原則、高速道路・国道を利用する（高速道路の利用を優先とする。）。
- ・隣接市町村との境界付近にあつては、国道まで都市計画道路などの幅員の広い道路を優先して利用する。

(c) 県外からの運行ルート（県外保管事業者から、施設搬入ルートまでのルート）

- ・東名豊田 I Cから a (c) へ

図 4 - 6 収集運搬ルート



工 緊急連絡体制の確保

収集運搬事業者は、収集運搬時の事故又は漏えい等の事故が生じた場合に備え、消防、警察及び関係機関等に直ちに連絡できるよう調整し、緊急連絡マニュアルを

整備する。また、収集運搬車両にも緊急連絡マニュアルを装備するとともに、運転者が通報できない状態であっても自動通報が可能な緊急連絡システムを搭載する。

(2) 低濃度PCB廃棄物の収集運搬について

収集運搬事業者は、収集運搬に当たり、低濃度収集運搬ガイドラインに基づき実施する。

第5章 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進

1 監視及び指導の徹底

市は、市域のPCB廃棄物を第2章2(1)で設定した処理期限内の一日でも早期に、確実かつ適正に処理完了を図るため、次のとおり監視、指導を徹底する。

(1) PCB廃棄物の適正な保管の指導

市内PCB廃棄物の紛失及び不適正処理の未然防止のため、保管状況の詳細な調査、保管事業者に対する処理完了までの適正保管等の啓発並びにPCB廃棄物の保管及び処分状況等届出書の提出指導並びに特別管理産業廃棄物管理責任者の設置の徹底を図る。

(2) 使用機器の円滑な更新と早期処理の促進

現在でも使用されている市内のPCB使用製品の処理については、第2章2(1)で設定した処理期限までに更新と処分の委託を完了するため、所有事業者に対し、PCB非含有機器への機器の更新の啓発及び立入指導等を行い、早期処理を促進する。

(3) JESCOへの計画的な搬入の方針

JESCOと協力し、保管事業者等に対し同社への機器登録の申請をするよう指導する。また、第2章2(1)で設定した処理期限までの一日でも早期に搬入するよう指導する。

(4) PCB廃棄物掘り起こし調査の実施

市内のPCB廃棄物保管状況の詳細な把握に必要な掘り起こし調査を行い、未処理事業者一覧表を作成し、当該一覧表に掲載された事業者に対し、第2章2(1)で設定した処理期限内の一日でも早期に処理が完了するよう必要な指導等を行う。

(5) PCB含有の有無を判別するためのPCB濃度分析の指導

低濃度PCB廃棄物については、高圧変圧器・高圧コンデンサー等とは異なり、電気機器等の銘板に記載されている情報からではPCB含有の有無が判別できないため、PCB含有の有無を判別するには絶縁油のPCB濃度を分析する以外方法がない。

微量のPCBに汚染された、又はその可能性がある電気機器等を使用している事業者に対しては、当該電気機器等を廃止した場合には、速やかに絶縁油中のPCB濃度を分析するよう指導を行う。同様の廃電気機器等を保管している事業者に対しても速やかにPCB濃度を分析するよう指導を行い、未把握のPCB廃棄物の掘り起こし調査を進めていく。

(6) ガイドラインの遵守

収集運搬に当たっては、市ガイドライン、収集運搬ガイドライン及び低濃度収集運搬ガイドラインの遵守を徹底する。

(7) 立入調査権等の適切な行使

P C B 特措法の規定による報告徴収、立入調査、改善命令等の権限を適切に行使し、高濃度 P C B 廃棄物等の掘り起こし調査を確実かつ早期に完了させるとともに、第 2 章 2 (1) で設定した処理期限までの一日でも早期の処理を進める。

2 P C B 廃棄物の処理に係る情報の収集、整理及び公開

(1) 市域の P C B 廃棄物の保管等状況の情報の収集、整理及び公開

P C B 特措法に基づく公表は、国の取組に準じて、市域の P C B 廃棄物の保管及び処分の状況に関する情報を市民その他の関係者に対して分かりやすく提示していくよう努める。

また、P C B を絶縁油に使用する電気工作物（以下「P C B 電気工作物」という。）等の使用、保管及び処分の状況を適正に把握するため、愛知県、市及び中部近畿産業保安監督部等との間で情報交換を行い、P C B 特措法に基づく届出情報及び電気事業法電気関係報告規則に基づく P C B 電気工作物の設置の状況に関する報告情報の共有化を図ることとする。

(2) P C B 廃棄物及び P C B 使用製品に関する情報提供

P C B 廃棄物の保管事業者、P C B 使用製品の所有事業者及び P C B 廃棄物に係る産業廃棄物処理業者に対して、P C B 廃棄物等の不適正な保管及び処理がされることのないよう情報提供に努める。

3 関係機関との連携協力

全国 5 か所の P C B 処理事業所の相互活用に伴い、P C B 廃棄物の収集運搬が広域化するため、市は、他の P C B 処理事業所立地自治体や収集運搬事業者に指導監督権限がある関係自治体、J E S C O 等関係者と一層緊密に連携し、P C B 廃棄物の早期適正処理を進めていく。低濃度 P C B 廃棄物についても、処分事業者、収集運搬事業者への指導監督権限がある関係自治体と連携し、情報交換や協議・協力体制を充実する。

第 6 章 豊田 P C B 処理事業所の安全確保

1 安全を確保するための基本方針

豊田 P C B 処理事業所は、内陸部の住宅地近傍に位置しており、P C B 漏えい事故が発生すると、周辺環境に甚大な影響が発生するおそれがあることから、P C B の外部漏えいが起きないようにしなければならない。

このため、市は、処理施設の経年劣化や全国 5 か所の P C B 処理事業所の相互活用を踏まえた安全対策が、ハード面及びソフト面の両面から正しく機能しているか厳しく監視指導し、漏えい事故等の未然防止を図る。

万一、処理施設で漏えい事故等が発生した場合は、できる限り速やかに収束させるとともに、徹底的な再発防止対策を講ずるよう指導する。

市の監視指導や漏えい事故の再発防止対策等については、学識経験者や地域住民が参加したリスクコミュニケーションの場である安全監視委員会及び同作業部会（以下「安全監視委員会等」という。）を積極的に活用するとともに、情報は公開する。

2 P C B漏えい事故の未然防止体制

豊田P C B処理事業所が行う処理施設からの漏えい事故の未然防止対策について、市は、J E S C Oに対して厳しく監視指導し、市民の安全、安心の確保に努める。

(1) 安全性及び環境保全を確保するための市の監視指導

P C B廃棄物の処理における安全性及び環境保全の確保については、市ガイドラインに基づき、表6-2-1の安全対策、環境保全対策が行われている。今後は、この履行状況について、経年劣化を踏まえて監視指導を行う。

表6-2-1 豊田P C B処理事業所の安全対策、環境保全対策

ア 三つのアセスメント

処理技術の選定においては、市が内陸部に位置していることに配慮してテクニカルアセスメント（技術評価）を行った。また、廃棄物処理法に基づく生活環境アセスメント（生活環境影響評価）を実施し、生活環境の保全に支障のないよう、必要な未然防止措置を講じた。

通常運転時は、作業ミスや災害等の異常時のリスクアセスメント（リスク評価）を実施し、これに基づきリスクの回避や低減を図るとともに、フェイルセーフやセーフティネットの考えに基づき必要な措置を講ずる。

イ 三つのモニタリング

処理施設からの排ガス、排水等については監視施設等を設けて排出モニタリングを実施する。また、施設の操業が周辺の生活環境に影響を及ぼしていないことを確認するために、定期的に施設周辺の環境モニタリングを実施する。

さらに、処理施設が安全に運転されていることを確認するため、運転データやトラブル、作業ミス等も含めて詳細に記録する安全運転モニタリングを実施する。

ウ 環境保全に関する協定

市は、豊田P C B処理事業所の安全性及び環境保全を確保するため、平成16年4月に、受入条件、具体的な実務や手順を定めた「豊田ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業に係る安全性と環境保全の確保に関する協定（以下「協定」という。）」をJ E S C Oとの間で締結した。協定の骨子は、次のとおりである。

- ・ 処理工程からの排水及び油類について、逢妻男川に放流してはならず、かつ、地下に浸透させないこと。
- ・ 事業に伴う大気汚染や水質汚濁を防止するため、法規制よりも厳しい排出管理目標値を設定し、その達成に努めること。
- ・ 運転、排出、環境の各モニタリングを実施し、結果を市へ報告すること。
- ・ 処理実績、モニタリング結果等の処理事業に関する情報を積極的に公開すること。
- ・ 環境保全上支障が認められる場合、市は施設の一時停止を含めた措置等を指示できること。
- ・ 事故等により有害物質が外部に排出された場合、J E S C Oは処理施設の停止を含めた措置等を講ずるとともに、市へ報告すること。

- ・ 市民に処理施設を積極的に公開し、豊田事業に対する市民の理解の促進に努めること。
- ・ P C B 廃棄物の処理完了後、処理施設を解体撤去すること。

一方、収集運搬事業者に対しては、協定に基づき、J E S C O 同様、軽微な事故等についても報告を受けるとともに、再発防止策等について適切な指導を行う。

また、豊田 P C B 処理事業所及び収集運搬事業者（以下「処理業者」という。）に対して、市ガイドラインを遵守するよう指導を行う。

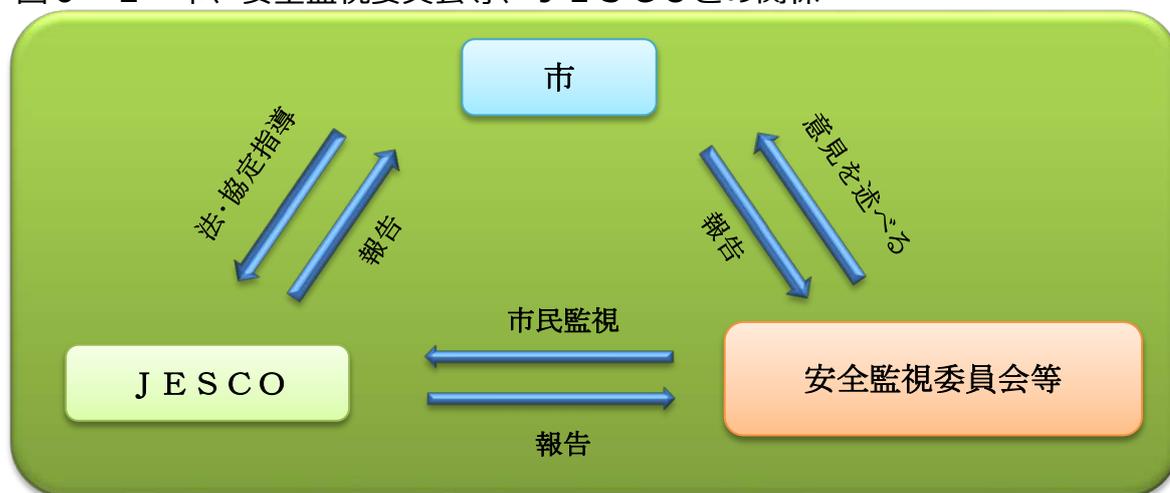
（2）安全監視委員会等を活用した監視体制の構築

P C B 廃棄物の処理については、地域住民の理解が第一であり、地域住民の安心を生み出すために、リスクコミュニケーションが必要である。

このため、市民参加による安全監視組織として安全監視委員会を平成 1 5 年 1 0 月に設置した。安全監視委員会は、地域住民や学識経験者で構成され、処理業者から施設運転状況や処理状況等について報告を受け、安全対策などについて確認と検証を行い、事業の監視及び処理業者とのリスクコミュニケーションの推進を図っていく。

安全監視委員会等の報告内容や質疑等については、個人情報や企業の正当な利益を害するおそれがある等の情報を除き、公開することで、地域住民の安心を醸成していく。なお、市は、安全監視委員会等を積極的に活用し、漏えい事故の未然防止を徹底する。

図 6 - 2 市、安全監視委員会等、J E S C O との関係



3 P C B 漏えい事故発生時の対応

万一、豊田 P C B 処理事業所で P C B の外部漏えい事故が発生した場合は、市は消防等関係者と連携し、安全監視委員会等を活用するなど、周辺住民の安全確保を最優先に対応し、事態を速やかに収束させるよう努める。

（1）市の対応及び役割

周辺環境に影響のない施設内の漏えいトラブル等、廃棄物処理法の違反にならない軽微な事故やトラブルについても、協定を根拠に指導を行う。

一方、環境保全上支障があると認めるときは、廃棄物処理法及び協定に基づき、J

ESCOに対して、処理施設の全部又は一部の運転を停止し、その原因究明を行うよう速やかに指示する。

市の具体的な対応については、危機管理マニュアルによるものとする。

(2) 安全監視委員会等の役割

JESCO から全ての事故やトラブルについて報告を受け、事故原因に対する漏えい防止対策が適切に行われているか確認、監視を行う。

4 PCB漏えい事故再発防止対策検討時の対応

事故やトラブルについて、同様な事故が二度と起こらないよう徹底的な対策を行い、事故の未然防止対策を図る。

(1) 市の対応

市は、再発防止対策検討時においても、適宜、安全監視委員会等の意見を聴くとともに、同様な事故が二度と起こらないよう徹底的に対策を行うようJESCOに対して指示をする。

(2) 安全監視委員会等の役割

再発防止対策について、JESCOから安全監視委員会等に報告し、当該再発防止対策が、豊田PCB処理事業所の施設全体の事故未然防止対策となっているかを検証する。